幼児教育･保育の無償化に伴う請求手続きについて

幼稚園または認定こども園に在園しており，施設等利用給付認定第２号･第３号を受けられた方については，預かり保育料が上限額の範囲内で無償となります。この案内をよくお読みいただき，利用料の請求手続きに必要な内容をご確認ください。

１　無償の対象となる金額について

以下の認定区分ごとの金額を上限額として，預かり保育料が無償となります。

第２号認定・・・月額１２，３００円

第３号認定・・・月額１７，７００円

利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（４９０円×利用日数）

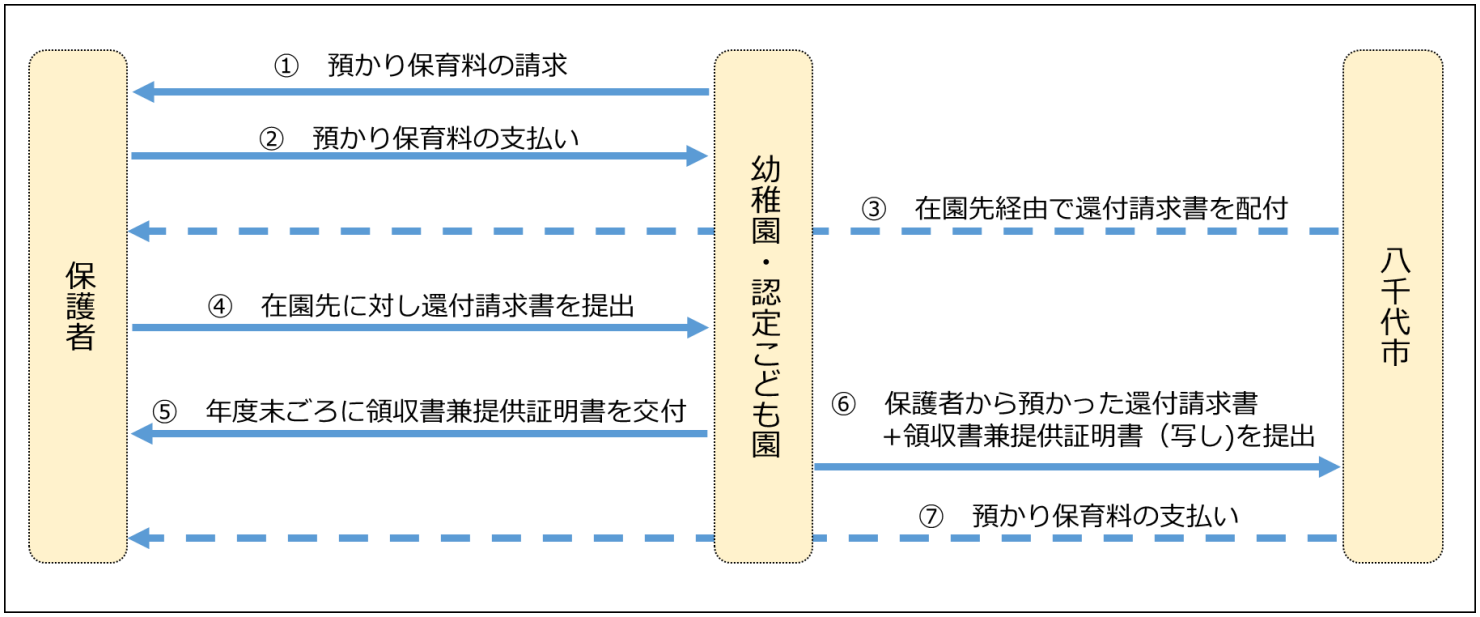
※　在園先において十分な預かり保育が提供されない場合は，認可外保育施設などの利用も併せて無償の対象となります。対象の施設については，市のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。（市外施設に在園している方は、施設の所在する市区町村に直接お問い合わせください。）

※　無償化の対象となるのは，第２号・第３号認定の期間に支払った費用のみです。

２　請求方法について

無償化給付については，償還払い（いったん保護者が費用を支払い，後から払い戻しを受ける）により行います。毎月の預かり保育料の支払いから償還払いまでの流れについては，下図のとおりです。なお，償還払いの回数は，原則年度ごとに１回とさせていただきます。

＜償還払いの手続き方法のイメージ図＞



【償還払い手続き方法の詳細】

◆　預かり保育料の支払について（図①～②）

在園先からの請求に応じて，預かり保育料をお支払いください。また，領収書等の書類が発行された場合は，在園先によっては償還払い請求の際に必要となりますので，大切に保管してください。

◆　請求書の記入・提出について（図③～④）

２月下旬を目安に，在園先から還付請求書が配付されます。ご記入のうえ，在園先にご提出ください。

※　十分な預かり保育が提供されない幼稚園等に在園しており，認可外保育施設などを利用された場合は，認可外保育施設などから発行された領収書等を併せてご提出ください。

◆　領収書兼提供証明書の交付について（図⑤）

３月下旬～４月上旬を目安に，今年度の預かり保育の利用日数，利用料などが記載された「領収書兼提供証明書」が発行されます。保護者が市に対して提出する必要はありません。

◆　請求額の審査について（図⑥）

在園先が保護者に代わって還付請求書及び領収書兼提供証明書（写し）を提出します。支給額の計算については，領収書兼提供証明書（写し）を基に市が行います。

◆　振り込みについて（図⑦）

５月下旬を目安に，市が算出した支給額を還付請求書に記載された口座に振り込みます。
振込の際は事前に決定通知書を送付します。

※　在園先によっては，還付請求書に併せて在園先から受け取った領収書や提供証明書の提出が必要となる場合があります。
※　市外の幼稚園等，在園先によって手続きが異なることがあります。その場合の請求手続きについては，在園先の説明に従ってください。

３　その他

【年度の途中で退園する場合】

在園先から領収書兼提供証明書などの必要書類を入手後，還付請求書と併せて子ども保育課にご提出ください。
なお，請求時期については，年度末一括の方法以外にも随時請求することも出来ます。

※　還付請求書については，在園先，市ホームページ又は子ども保育課にて配付しています。

【年度の途中で転出する場合】

八千代市に住民票がある期間の利用分に対してお支払いします。在園先から領収書兼提供証明書などの必要書類を入手後，還付請求書と併せて子ども保育課にご提出ください。なお，転出後も継続在園する場合は，転出先の市区町村にて改めて手続きが必要となりますので，転出先の市区町村にお問い合わせください。

４　注意事項

【請求期限について】

施設等利用費を請求できるのは、施設の利用月から２年間です。施設の利用月の翌月１日から２年を経過すると請求できませんのでご注意ください。
（例：令和６年４月分の施設等利用費の請求をする場合、令和８年４月３０日までに請求をする必要があります。令和８年５月１日以降は請求できません。）

【Ｑ＆Ａ】

Ｑ１　預かり保育料以外の通常の利用料についても請求書が必要ですか？
Ａ１　毎月の通常利用料については，現物給付（市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）により市が施設に利用料を支払うため，請求書の提出は不要です。
なお，市外の幼稚園等に在籍している場合は，運用が異なる場合があります。

Ｑ２　支払った費用すべてが無償化の対象ですか？
Ａ２　給食費，教材費，行事費，送迎費などの費用は無償化の対象外です。詳しくは在園先にご確認ください。

【問い合わせ先】〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5　子ども保育課　TEL:047-421-6752（直通）